平成２８年（フ）第１７１号
名古屋市千種区北千種１丁目３番１号　エスポア北千種402号、従前の住所名古屋市千種区池下１丁目６番６号　ナビオ池下２Ｄ号
破産者　藤井　乙樹
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０７６号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目８番３号
破産者　竹岡　幹夫
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２号
北海道滝川市滝の川町東２丁目７番14号
破産者　白石　　求
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
北海道深川市文光町７番40号　ロイヤルシャトレ205号
破産者　宮間　照巳（旧姓原）
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６７号
北海道旭川市春光台５条４丁目１番12号
破産者　長谷部智代
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８４１号
仙台市泉区野村字桂島東１番地の１　ヴィアーレ・ＡＵⅢ―303、従前の住所青森県八戸市石堂３丁目10番９号　ソシアルハイツ石藤Ａ201
破産者　種市　弘美
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
秋田市手形田中14番11号　ノーベル秋大通Ｂ―102号
破産者　佐藤　民子
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９号
秋田市手形田中14番11号　ノーベル秋大通Ｂ―102号
破産者　佐藤　晃一
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２号
秋田県大館市泉町６番４号
破産者　田中　邦子
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１１０号
福島県二本松市木ノ根坂182番地２
破産者　森　さなえ
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第５１０号
神奈川県茅ヶ崎市南湖６丁目８番15号　シーサイドハイム203号
破産者　山下　晃史
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８３号
横浜市西区楠町４番地３　藤和ハイタウン1008号
破産者　佐久間莉香
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号
新潟県燕市源八新田444番地
破産者　高津奈奈枝
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第６４号
新潟県小千谷市鴻巣町1381番地
破産者　小比田邦男
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
長野県安曇野市豊科高家1089番地５　メゾンソシア201
破産者　田中　真樹
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３６２号
愛知県豊田市月見町２丁目１番地８
破産者　森　　敏記
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３号
和歌山県紀の川市打田169―１　シャーメゾン紀峰202　上田久美方、住民票上の住所和歌山県御坊市薗884番地
破産者　井ノ口幸穂
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第１０１号
茨城県稲敷郡美浦村大字舟子1884番地20
破産者　鈴木　初枝
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１２号
北九州市八幡東区勝山２丁目７番２―304号
破産者　石井マス美
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部